

通達甲(副監・備・備1・管1)第8号

平成19年3月29日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 部 長 、 参 事 官 殿  
所 属 長

副 総 監

警視庁警察官特殊銃使用及び取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁警察官特殊銃使用及び取扱要綱を定め、平成19年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

別添

警視庁警察官特殊銃使用及び取扱要綱

(目的)

この要綱は、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範(平成14年国家公安委員会規則第16号。)に基づき、警察官の特殊銃の使用及び取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。